④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺　Time-limit for Tender: 6:00 PM, 11 July, 2024

⑻　Contact point for the notice: Haruna Matsui, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年５月31日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　佐々木淑充

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　事業名　国道56号大原町・朝倉南地区電線共同溝ＰＦＩ事業

⑶　対象施設　電線共同溝（道路法第２条第２項の９に定める電線共同溝（道路附属物））、道路（車道、歩道等）、道路附属物（道路照明、道路標識等）

⑷　事業場所

①　所在地　高知県高知市小石木町地区～城山町地区

②　事業対象　一般国道56号
・大原町・朝倉南地区　小石木町～城山町

③　延長
・大原町・朝倉南地区　約3.06㎞

⑸　事業内容　国道56号大原町・朝倉南地区電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条の規定に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式）により、電線共同溝等の建設、維持管理を行うものである。次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、要求水準書を参照すること。

①　調査・設計業務
ア　事前調査業務
イ　詳細設計業務
ウ　調整マネジメント業務（設計段階）

②　工事業務
ア　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
イ　電線共同溝工事業務
ウ　調整マネジメント業務（工事段階）

③　工事監理業務
ア　工事監理業務

④　本施設の所有権移転業務
ア　所有権移転業務

⑤　維持管理業務
ア　点検業務
イ　補修業務
ウ　台帳作成・管理業務
エ　調整マネジメント業務（維持管理段階）

⑹　事業期間　事業契約締結日から令和36年３月31日まで

⑺　本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点または減点を行う事業である。

２　競争参加資格

⑴　基本的要件

①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

②　応募グループの場合は、当該グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。また、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業という。

③　応募企業又は応募グループの全ての構成員は、次のアからウまでの要件を全て満たすこと。
ア　直近３期が債務超過でないこと。
イ　経常収支が３期連続で赤字でないこと。
ウ　３期以上の決算を迎えていること。

④　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社（会社法に定められる株式会社（以下、「ＳＰＣ」という。））を設立することができるものとする。
１）ＳＰＣの設立において、代表企業及び構成企業はＳＰＣに出資すること。また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
ア　代表企業及び構成企業の保有するＳＰＣの株主総会における議決権の合計が、全議決権の２分の１を超えること。
イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、四国地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
２）ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、当該ＳＰＣより業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。
３）ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は応募グループの全ての構成員は、上記③のアからウまでの要件を満たさなくてもよい。

⑤　ＳＰＣを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、グループ内の構成員間で共同企業体協定書を締結するものとする。

⑥　応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が１⑸③に掲げる工事監理業務と１⑸②に掲げる工事業務のうちア　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及びイ　電線共同溝工事業務を実施することはできない。また、応募企業の場合、１⑸③に掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。また、１⑸に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。

⑦　代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、四国地方整備局と協議するものとし、四国地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。また、落札者決定後に、既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合は、四国地方整備局と協議し、四国地方整備局の承諾を得た上で、２⑷④の要件を満たし、かつ既存ストック所有者が指定する企業を協力企業ないしは下請負人として追加することができる。

⑧　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募企業あるいは応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑨　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募企業あるいは応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑩　上記⑧の「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。